資料3 医薬品の承認審査等の現状について

1 概要

- ① 欧米と日本の上市状況について
- ② 医薬品の開発の基本的な流れ
- ③ 医薬品の基礎研究から承認審査、市販後までの主なプロセス
- ④ 承認申請に際し添付すべき資料
- ⑤ 医薬品に関する規制の主な動き
- ⑥ 医薬品に関する規制の仕組み

2 治験前の段階

- ① 基礎研究の最新の状況
- ② 非臨床試験の国際調和の状況
- ③ 日本で上市が遅れている理由

3 治験の段階

- ① 治験について
- ② GCPの概要
- ③ 治験薬GMPの概要
- ④ 治験相談の概要
- ⑤ 国際共同治験について
- ⑥ 国際共同治験を活用した新薬開発の流れ
- ⑦ 日米(欧)における治験実施期間の比較
- ⑧ 治験相談の実施状況(平成18年度)
- ⑨ 欧米で初めて承認されてから我が国で申請されるまでの期間

4 承認審査の段階

- ① 機構における承認審査業務の概要
- ② 新薬の審査期間(中央値)の日米比較
- ③ 新薬の総審査期間の分布(件数)
- ④ 新医薬品の承認申請年度別審査状況
- ⑤ 承認審査等の審査人員の国際比較(平成18年現在)

5 市販後の段階

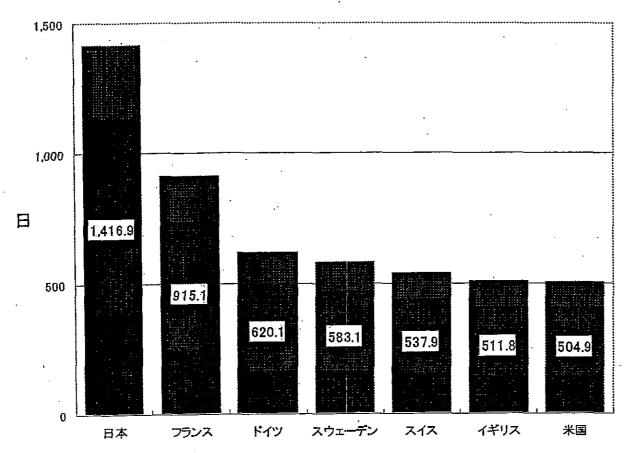
- ① 医薬品の市販後安全対策の概要
- 6 その他
- ① 医薬品審査等に関する最近の欧米における主な取組
- ② 未承認薬使用問題検討会議の概要
- ③ 医薬品の承認審査の問題点と検討課題

欧米と日本の医薬品の上市状況について

世界で初めて上市された時点と、それぞれの国で上市された時点を比較し、その平均を見ると、我が国では1,416.9日、欧米の主な国では504.9~915.1日の遅れである。

注) 2004年世界売上上位100製品から同一成分の重複等を除いた88製品のうち、それぞれの国で上市されているものを比較の対象とした

図 世界初上市から各国上市までの平均期間(医薬品創出国)88製品2004年



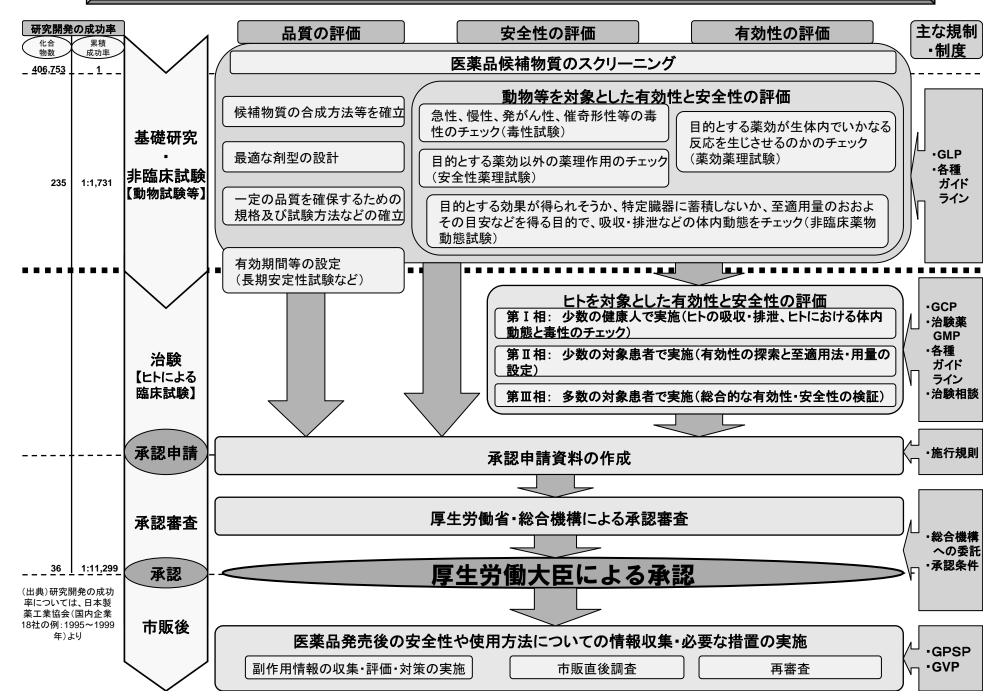
出典: 日本製薬工業協会 医薬品産業政策研究所 リサーチペーパーNo.31(2006年5月) IMS Lifecycle より引用

医薬品の開発の基本的な流れ 臨床試験 承認申請 医薬品の基礎研究から市販後までのプロセス 基礎研究 **排臨床試験** 薬価収載 市販後 【治験】 と審査 2~3年 3~5年 と発売 申請と 発 新 医 安 新 薬 チ 総合機構による審査 企業から厚生労働省 厚生労働省による薬価 有効性と安全性 上 売後 第Ⅰ相 第Ⅱ相 第Ⅲ相 全 規薬 規 価 性 物 品 物 の 比較的少数の健康な人 多数の患者が対象 少数の患者が対象 独 を I 安全性や 質の 質 研 基 対 医薬品医療機器 **(D)** T 究の 象 準 合 動 有 \mathcal{O} ·使用法 物が 成 効 テス の設定と 収 の承認 が対象 対象) 発な 性 1 た の 見る 載 臨床試験〔治験〕 基礎研究 非臨床試験 承認申請 承認取得 化合物数 406.753 235 36 累積成功率 1:1,731 1 1:11,299

(出典) 日本製薬工業協会(国内企業18社の例:1995~1999年)

製薬協によれば、上市した1医薬品あたり、 研究開発費は500億円, 販売促進費等を含めた総費用は1200~1900億円

医薬品の基礎研究から承認審査、市販後までの主なプロセス



承認申請に際し添付すべき資料

薬事法施行規則第40条第1項第1号で規定する資料	左欄資料の範囲(H17.3.31 薬食発033101	5号)
イ 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する 資料	1 起原又は発見の経緯 に 2 外国における使用状況 3 特性及び他の医薬品との比較検討等	- 関する資料 " "
ロ 製造方法並びに規格及び試験方法等に関する資料	1 構造決定及び物理的化学的性質等 2 製造方法 3 規格及び試験方法	// //
ハ 安定性に関する資料	1 長期保存試験2 苛酷試験3 加速試験	// //
二 薬理作用に関する資料	1 効力を裏付ける試験 2 副次的薬理・安全性薬理 3 その他の薬理	// //
ホ 吸収、分布、代謝及び排泄に関する資料	 1 吸収 2 分布 3 代謝 4 排泄 5 生物学的同等性 6 その他の薬物動態 	" " " " " " "
へ 急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、遺伝毒性、催奇形性その他の毒性に関する資料	 単回投与毒性 反復投与毒性 遺伝毒性 がん原性 生殖発生毒性 局所刺激性 その他の毒性 	" " " " " " " "
ト 臨床試験等の試験成績に関する資料	臨床試験成績	"

薬品 関する 規制 な動 の 主 1

平成

八年

薬事法の一部改正(一般用医薬品をリスクの程度に応じて

分類、

般用医薬品の販売に従事する登録販売者の制度の創設

の程度に応じた情報提供及び相談体制の整備)

平成

六年

強化等)

業務の着実な推進、

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の制定

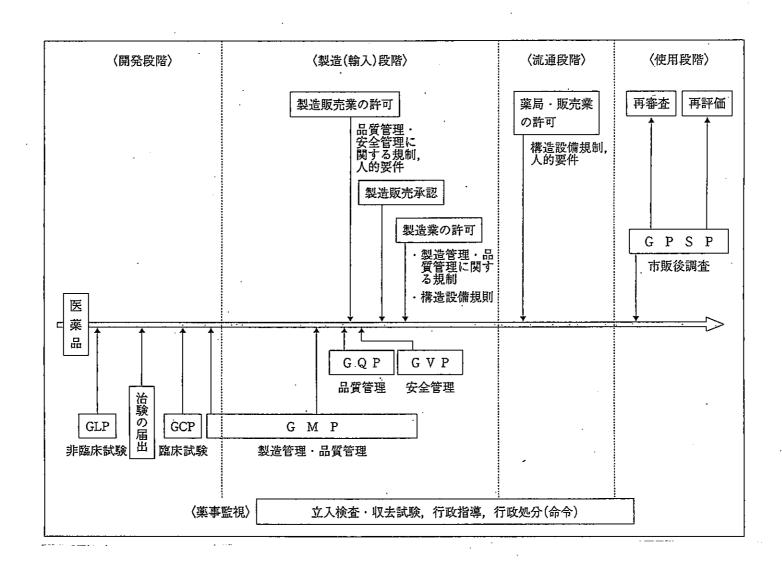
審査関連業務の再編充実、

安全対策業務の 安全対策業務

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の発足

平成 平 成 平成 平成 平成 平成 昭和五八年 昭 昭和三六年 昭和五四年 和四二年 二年 四年 五年 九年 八年 三年 の実施品 薬事法の 治験薬GMP 薬事法の 薬事法の一部改正 医薬品の製造承認等に関する基本方針 現行薬事法施行 薬事法の一部改正(GLP、 作用被害救済・研究振興調査機構へ改組・体制強化)医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部改正 副 後安全対策の充実と承認・許可制度等の抜本的な見直し) 調査の実施、 Н 医薬品副作用被害救済基金法の制定 び品質管理に関する基準」(GMP) 〇スモン事件 「医薬品 〇サリドマ 「医薬品臨床試験の実施の基準」 I>感染訴訟に関する和解成立 作用報告の法制化 一部改正 の市販後調査の基準」 の安全性に関する非臨床試験の実施の基準」 一部改正 イド事件 の実施 感染症等の報告等を法制化) (研究開発促進の法制化、 (再評価・再審査制度、 (生物由来製品の安全確保対策の充実、 GCP, (GPMSP)(GCP) 等の G P 法制化) 「医薬品 の実施 M 審査事務改善化等) S P の実施 の製造管理及 基準適合性 (医薬品副 $\widehat{\mathsf{G}}$ 市販

医薬品に関する規制の仕組み



基礎研究の最新の状況

ファーマコゲノミクス

個人ごとの遺伝子の差異に応じた医薬品の効果や副作用の発生状況の違いなどを研究

トキシコゲノミクス

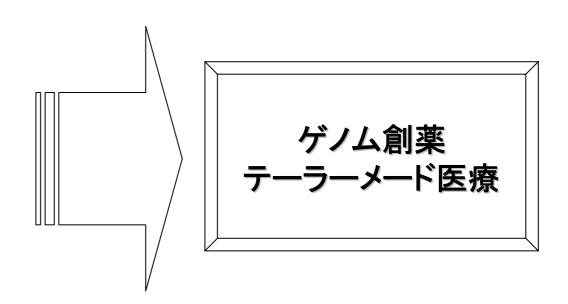
医薬品の候補物質を細胞等に暴露して、遺 伝子レベルで毒性発現のメカニズムや、毒性 の予測について研究

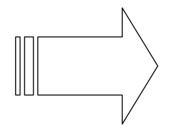
プロテオミクス

ゲノム解析により明らかにされた遺伝子が実際の細胞においてどのようなタンパク質を生成し、それがどのように疾病に関与するかなどを研究

再生医療

損傷を受けた生体機能を幹細胞などを用いて 復元させ、それを医療に用いる





組織細胞由来製品

非臨床試験の国際調和の状況

ICH(日米EU医薬品規制調和国際会議)で合意されたガイドライン

品質: 安定性試験ガイドライン 等

26種

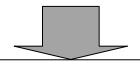
安全性: 安全性薬理試験ガイドライン

反復投与組織分布試験ガイダンス

単回及び反復投与毒性試験ガイドライン 等

15種

非臨床試験に関しては、試験の信頼性が保証されれば、実施地域の差はまず問題とならない



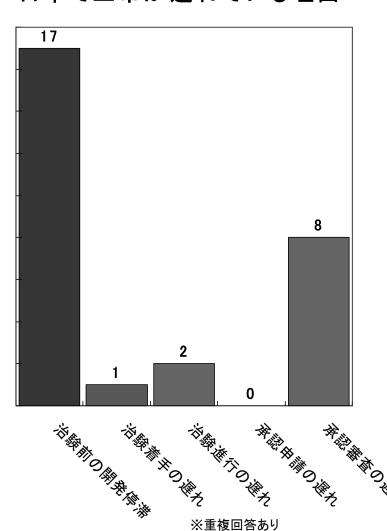
非臨床試験のデータは国際的に受け入れやすい (ICHガイドラインは我が国の基準として採用されている)

日本で上市が遅れている理由

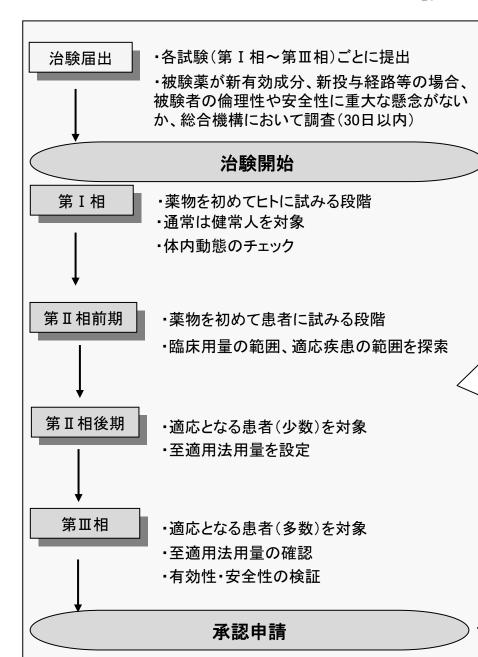
日本で上市が遅れている理由

未承認薬使用問題検討会議において検討され、 早期に国内に導入されることが望ましいと指摘を 受けた30品目のうち、日本で開発に着手された 23品目について開発企業に調査

企業側の国内導入に関する意思決定 等の遅れ(治験に入らない)



治験について



(イメージ)

	被験者数	試験期間
第I相	約20人	約0.5~1年
第Ⅱ相前期	約50人	約1年
第Ⅱ相後期	100人以上	約1年
第Ⅲ相	約200人以上	約2~3年

<主な規制と制度(第 I 相~第Ⅲ相)>

- GCP省令(注1)
- 治験薬GMP(注2)
- 分野横断的な臨床評価ガイドライン(全16ガイドライン) 例:臨床試験の一般指針 臨床試験における対照群の選択とそれに関連する諸問題 など
- 薬効群別の臨床評価ガイドライン(全14ガイドライン) 例:抗悪性腫瘍薬の臨床評価方法に関するガイドライン 抗リウマチ薬の臨床評価方法に関するガイドライン など
- ・ 総合機構における治験相談
- (注1)「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」
- (注2)「治験薬の製造管理及び品質管理基準及び治験薬の製造施設の 構造設備基準(治験薬GMP)について」(通知)

<GCP適合性調査(承認申請後)>

承認申請後、申請書に添付された治験に関する資料が、 GCP省令に従って収集され、作成されたものであるかどうか、 総合機構が書面及び実地で調査を行う。

GCPの概要

GCP:医薬品の臨床試験の実施に関する基準

被験者の人権の保護及び安全確保を図るとともに、治験の科学的な質と成績の信頼性を確保することを目的とする。

<u>1. GCP関連の法令・位置づけ</u>

薬事法

第2条第15項 - 治験の定義

第14条第3項 - 製造販売承認の申請

製造販売承認を受けようとする者は、<u>厚生労働省令</u>で定めるところにより、申請者に臨床試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。

第80条の2 - 治験の取扱い

第1項 治験

治験の依頼をしようとする者は、治験を依頼するに当たつては、<u>厚生労働省令で定める基準に従って、これを行わなければならない。</u>

かる基準に従って、これを行わなければならない。

第4項 治験の依頼を受けた者又は自ら治験を実施しようとする者は、厚生労働省令で定

める基準に従って、治験をしなければならない。

第5項 治験の依頼をした者は、厚生労働省令で定める基準に従って、治験を管理しなけ

ればならない。

GCP:「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第28号)

2. GCPの内容

- ○治験の準備に関する基準(業務手順書等、治験実施計画書、治験の契約、被験者に対する補償措置等)
- ○治験の管理に関する基準(治験薬の管理・交付、監査、治験の中止等)
- ○治験を行う基準(治験審査委員会、実施医療機関、治験責任医師、被験者の同意)
- 〇その他
- ※ 治験以外の臨床研究については、「臨床研究に関する倫理指針」が適用される。

治験薬GMPの概要

- 治験薬の品質を保証することで、不良な治験薬から被験者を保護する
- 均一な品質の治験薬を用いることで、治験の信頼性を確保する
- 治験薬と市販後製品とで同一の品質を保証することで、市販後製品の有効性と安全性 を確保する

根拠

「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP省令)」に基づく通知

「治験薬の製造管理及び品質管理基準及び治験薬の製造施設の構造設備基準 (治験薬GMP)について」(平成9年3月31日薬発第480号薬務局長通知)

(参考)医薬品GMPとの相違

治験薬GMPの規定は、市販後の医薬品に係るGMPに準じた要求事項となっているが、治験薬の特性を踏まえ、記録の保管期間(治験薬GMPでは承認されるまで)、管理者の資格(治験薬GMPでは薬剤師でなくても可)などが異なる。

治験相談の概要

治験相談とは、総合機構が、主に医薬品開発企業からの試験のデザイン(被験者数、評価方法、比較対象とする医薬品の選択など)等に関する相談に応じて、助言を行うものであり、治験の円滑かつ効率的な実施を目的とする。

相談の主な区分と内容

区分	相談内容
第 I 相試験 開始前相談	被臨床試験などで得られている品質、毒性試験、薬理試験、薬物動態試験等の情報に基づき、第 I 相試験開始 (初めてヒトに試みる)の妥当性やデザイン等について相談。
前期第Ⅱ相試験 開始前相談	第Ⅰ相試験成績等に基づき、前期第Ⅱ相試験のデザイン等について相談。
後期第Ⅱ相試験 開始前相談	第 I 相試験及び第 II 相前期試験成績等に基づき、後期第 II 相試験のデザイン(至適用量決定の考え方が妥当か) 等について相談。
第Ⅱ相試験 終了後相談	これまでの試験成績等に基づき、第Ⅲ相試験のデザイン等について相談。
申請前相談	臨床開発が終了又は終了間近の際に、申請資料のまとめ方等について相談。

※ 手数料を徴収